

学校法人純真学園 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、学校法人純真学園（以下「学園」という。）の寄附行為第57条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給基準を定め、適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 役員：理事および監事をいう。
- (2) 常勤理事：理事長、業務執行理事のことをいい、職員の業務を兼ねることができる。
- (3) 非業務執行理事：常勤理事以外の理事をいう。
- (4) 常勤監事：学園の監査業務に専従し、定められた勤務時間中に職務を行う監事をいう。
- (5) 非常勤監事：常勤監事以外の監事をいう。
- (6) 報酬等：報酬、賞与、退職金その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。ただし、職員の給与規程および退職金規程に基づくものは含まない。
- (7) 費用：役員および評議員の職務執行に伴う旅費（交通費、宿泊費等）および手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別する。

(報酬等の支給)

第3条 常勤理事、及び常勤監事には、月額報酬、賞与および退職慰労金を支給する。

- 2 非業務執行理事および非常勤監事には、月額固定の報酬を支給するものとし、賞与、退職金は支給しない。
- 3 評議員には、月額固定の報酬を支給するものとし、賞与、退職金は支給しない。

(役員等の報酬額)

第4条 常勤理事及び常勤監事の月額報酬は、別表1のとおりとする。ただし、常勤理事が職員の業務を兼ねている場合の月額報酬は、別表1の報酬額から学校法人純真学園給与規程第4条の給与額を除いた額とする。

- 2 非業務執行理事及び非常勤監事の月額報酬は、別表2のとおりとする。
- 3 評議員の月額報酬は、別表3のとおりとする。

(役員賞与及び退職金)

第5条 常勤理事及び常勤監事の賞与は、前条の報酬月額に職員に支給する勤勉手当の支給率を乗じた額とする。

- 2 常勤理事及び常勤監事の退職金は別表4に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。
- 3 役員として、在任中に特に功労があり学園の発展に寄与した者には、功労金、加算金を支給することがある。なお、その額については、理事会で決定する。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日(ただし、支給日が土、日、祝祭日にあたる場合は、前営業日)に支払うものとする。
 - (2) 賞与 学校法人純真学園 給与規程に準拠した支給日に支給する。
 - (3) 退職金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した翌月末日(ただし、支給日が土、日、祝祭日に当たる場合は、前営業日)に支払う。
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。
 - 4 役員等が死亡した場合の支給すべき報酬等は、本人の収入により生計を維持していた遺族に支給する。ただし、生計を一にしていた遺族がない場合は、2親等以内の遺族に支給する。

(費用)

第7条 役員等には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土曜日、日曜日及び祝祭日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第10条 学園は、この規程をもって、私立学校法に定める役員等の報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この基準は、令和2年4月1日より施行し、学校法人純真学園 役員報酬規程及び学校法人純真学園 役員退職金規程は廃止する。

この規程は、令和7年4月1日に施行する。

2. 令和7年3月31日に在任する役員であって、任期の終期が令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長された者については、従前の基準を適用する。

別表 1（常勤理事及び常勤監事の月額報酬）

理事長	月額 120 万円
業務執行理事	月額 60 万円
常勤監事	月額 50 万円

※常勤理事が職員の業務を兼ねている場合の月額報酬は、別表 1 の報酬額から学校法人純真学園給与規程第 4 条の給与額を除いた額とする。

別表 2（非業務執行理事及び非常勤監事の月額報酬）

非業務執行理事	月額 5 万円
非常勤監事	月額 5 万円

別表 3（評議員の月額報酬）

評議員	月額 2 万円
-----	---------

別表 4（常勤理事及び常勤監事の退職金算定式）

役員報酬月額×公益財団法人私立大学退職金財団の退職資金交付業務方法書別表第 2 の 3 従前交付率表に定める在職期間の交付率
--

※上記在任年数は 1 か年単位とし、端数は切り捨てる。